

令和 4 年 4 月から 大田原市子ども医療費助成制度の 現物給付対象年齢が 中学生まで拡大されます！



令和4年4月1日受診分から、大田原市にお住まいの小学生から中学生までのお子さんについて、未就学児と同様に、県内の医療機関等を受診した際の保険診療自己負担分の支払いが不要になります。

4月以降に受診する際は、3月下旬頃に郵送される「子ども医療費受給資格者証」(オレンジ色)とお子さんの健康保険証を窓口で提示してください。

※ 未就学までのお子さんと16～18歳までのお子さんの受給資格者証は変更ありませんので、お持ちのものをそのままご使用ください。

※ 重度心身障がい者医療費助成やひとり親家庭医療費助成の受給資格をお持ちのお子さんも中学生までの方については「子ども医療受給者証」がご使用できます。

☆大田原市子ども医療費助成制度

大田原市に住所がある18歳までのお子さんが、医療機関等を受診した際の入院・通院、院外処方に関する保険診療の自己負担分を助成する制度です。

中学生までは現物給付方式（県内医療機関のみ、自己負担なし）、16歳以上のお子さんは償還払い方式（1医療機関月額500円自己負担あり）により医療費を助成します。

※ 健康保険が適用にならないもの（任意の予防接種、薬の容器代、文書料など）及び入院時食事療養費については、医療費助成対象外となります。

中学生以下のお子さんが、受給資格者証の提示なく受診した場合や県外の医療機関等を受診した場合は、窓口でお支払いをしていただき、後日、子ども医療費助成申請書に領収書を添えて申請手続きをしてください。（申請期間：受診日の翌月から起算して1年以内）

【現在】

年齢区分	支給方法	資格者証の色
未就学児 (0～6歳)	現物給付 (県内医療機関)	ピンク色
小学1年生～ 高校3年生 (7～18歳)	償還払い	薄だいたい色



【令和4年4月から】

年齢区分	支給方法	資格者証の色
未就学児 (0～6歳)	現物給付 (県内医療機関)	ピンク色 (変更なし)
小学1年生～ 中学3年生 (7～15歳)		オレンジ色 (新規)
高校1～3年生 (16～18歳)	償還払い	薄だいたい色 (変更なし)

☆現物給付の利用にあたっての注意点

大田原市から転出する場合、転出日（喪失日）以降は大田原市の受給資格者証は使用できませんので、転出の際には受給資格者証を返還してください。

～ 医療機関等の適正受診にご協力を ～

近年、軽い症状でも休日や夜間に病院の救急外来を受診する方が増えています。このため、救急外来が混み合い、緊急性の高い重症患者の治療に支障をきたすことが心配されるとともに、休日や深夜の診療費は割増料金となるため、健康保険や自己負担分が高くなる要因となっています。

救急外来は緊急時以外の受診を避け、軽い症状の場合などは、できるだけ平日昼間の診療時間内に受診するようお願いいたします。

夜間や休日の急な病気やけがで心配な時や、救急医療を受診するか迷った時は、下記の電話相談窓口等をぜひご利用ください。

〇とちぎ子ども救急電話相談 <概ね15歳未満>

家庭での対処法や救急医療受診の目安などを看護師がアドバイスしてくれます。

・相談時間・・・月～土曜日 18時～翌朝 8時

日曜日・祝日 24時間

・電話・・・局番なしの #8000

(プッシュ回線、携帯電話以外はTEL028-600-0099)

〇こどもの救急ホームページ

生後1カ月～6歳のこどもを対象とした救急&予防サイトです。該当する症状を選択すると、その対処方法が表示されます。(日本小児科学会 監修)

・ホームページ: <http://kodomo-qq.jp/>

または「こどもの救急」で検索

～ 学校等の管理下において発生したケガや疾病などの診療について ～

学校等(小学校、中学校、保育園、幼稚園など)の管理下において発生したケガや疾病などの診療について、日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」に加入している場合は、「こども医療費助成制度」ではなく、「災害共済給付制度」が優先となります。

災害共済給付制度をご利用される場合には、学校等と事前に申請方法等についてご相談ください。また、受診の際には「こども医療費受給資格者証」を医療機関等窓口で提示せずに、保険診療自己負担分をお支払いいただきますようお願いいたします。

「災害共済給付制度」について詳しい内容は、『日本スポーツ振興センター』のホームページをご覧ください。

※公費負担制度(自立支援医療、更生医療など)が適用される場合は、そちらが優先となります。残りの自己負担部分が「こども医療費助成」の対象となりますので、医療機関等窓口では「こども医療費受給資格者証」「健康保険証」のほか、「公費負担制度適用のための証書」もご提示いただきますようお願いいたします。



(問合せ先) 大田原市保健福祉部 子ども幸福課給付係
〒324-8641 大田原市本町 1-4-1
TEL: 0287-23-8932